

都市・環境常任委員会

(平成25年1月11日)

諸岡 党委員長

お疲れさまでございます。

それでは、定刻、若干過ぎてしまいました。申しわけございません。ただいまから都市・環境常任委員会、開催をさせていただきたいと思います。

今回、調査活動ということなんですけれども、先般、皆様とご相談をさせていただきましたとおり、今、緊急を要する調査活動は特にはないのではないかと、そういったご意見もございますので、きょうのところは調査活動を省略いたしまして、前回の議会報告、そしてシティ・ミーティングにおける反省会と、そして、今後の検討課題について議論をさせていただきたいと思います。

まず、事項書、皆さんのお手元にどれが行っておるのかな。この事項書って行ってしまったっけ。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

これが、わかりました。

まず、これが行っておるんですね。この事項書に沿って進めていきたいと思います。

まず、市民意見を議会として協議すべき意見、そして、常任委員会で協議すべき意見ということに分けていかなければいけません。

議会運営委員会におきまして、市民意見のフィードバックを検討するということが決まっておりますので、つきましては、別紙の発言一覧からこの仕分けをしていきたいと思えます。この辺、ちょっと事務局のほうから簡単にご説明をお願いいたします。

櫻井議会事務局主幹

事務局です。

本日お配りしておる資料について、まず、ご説明いたします。

事項書の下、横書きのもので、議会報告会、シティ・ミーティングで出された課題ということで、それぞれ議会報告会、あと2ページ目以降はシティ・ミーティングということ

で、質問者につきましては、個人名ということで、今回ちょっと空白とさせていただいたんですが、それぞれの方の質問内容と、その場における議員さんの答弁をまとめた形で書かせていただきました。

今、委員長が言われたように、もし、例えば議会として協議すべきものがあれば、本日まで整理いただいて、1月21日に開催予定の議会運営委員会のほうに上げていただくという形になります。

あと、二つ目の、ごめんなさい、もう全部説明させてもらってよろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

じゃ、一つずつ行きましょうか。進めます。

これ、二つに分けるということですがけれども、もう少し、二つというよりも、そもそも議会として協議すべきことなのか、委員会として協議すべきことなのか、この二つ。それ以外に、もう既に済んでいる、あのときのあれでもう終わっているということもありますし、それぞれ前回もしてもらっていますので、上から順番にしていきたいと思います。

まず、一番上の傍聴者の手話通訳云々という、これは意見ですね。これはもうさっさと流していけばいいと思います。

その次の農業施設の補修について、例の河川のことなんですけれども、皆さん、ご記憶があるかと思います。ああいったやりとりがあったわけでありましてけれども、これについてはどうしましょう。どう思われますか。四日市の市役所、そして議会において、議会はかなり競り合いましたけれども、一応賛成多数であれが通っておるんですけれども、こういう意見があったのは事実ですね。

川村幸康委員

もう一つのポイントとして多分あったのは、うちの所管として考えられることでいくと、都市整備部長の発言が少しキーポイントになるのかなと思っておるのは、都市整備部としても、この議案を上げるときにそういう検討のあれをしていなかったという発言を委員会でされましたよね。ということは、逆に言うと、自然災害やったんか、河川災害やったんかという余地が残って、議会はああいう方向性を示したんですけれども、結果的に多分、一旦は決まったけれども、ひょっとしてこれが河川管理のほうの河川災害というのを認められれば、受益者負担の考え方というのは修正というかなくなるのかなと思うんですよ。

我々は、あくまでも産業生活常任委員会の中で諮られて、農業施設の改修ということになったものであつた。この議会の表決になったけれど、これは、そもそも理事者側の判断の中で選択が、災害として都市整備部の部門でもうたくさん上がっておるんですよ。農業用水やら、農業用のため池も全部、実は河川排水課のほうで上げておるのはあるんですよ。それが、受益者負担があるのとないのとまちまちなんですわな。

だから、そういう意味からいくと、そここのところの考え方をある程度、もう一度、行政側も見直しはすると言っておるけれども、ここ判断は、やっぱりもう一度行政に要望せなあかんのかなとは思つておるけれどもね。今までの見地は産業生活常任委員会のものの考え方だけやったで。

諸岡 覚委員長

そうしたら、シティ・ミーティングにおいてこういった市民意見もあつたということ踏まえて、当委員会としては、都市整備部と商工農水部のほうに、ともに協力しながら、こういったケースを想定して、今後の基準のやり方のマニュアル的なものを一回策定したらどうかということをお願いするということぐらいでいかがでしょうか。

川村幸康委員

要は、農業施設の受益者負担割合を10%にしたんですよ。実は、ものによっては、井戸水やと3割負担とか、それから、農業の排水でも何cm以下は何とか、それから、農道はどんだけという受益者負担割合が、旧の耕地課があつたときにばらばらやつたんですよ。それを、私らも含めて議会が、私らが特に言うておつたけど、農業施設の負担が、受益はもうないで、米が下がってきて、だからある程度、町場の人間の生活を守つておるといふふうな考え方になったら、農地が、一旦水が来んとか、ある程度受益者負担割合というのを見直しをかけてくれと言つてかけた案が1割ということになつたんが一つ。

そのときに少しミステイクをしたのは、農業用のため池やらあれも全部、都市整備部も河川排水課へ持っていったわけですよ、耕地課をなくしたもので。だから、そうすると、今度から壊れたときに、農業施設のため池として、ため池ってようけありますやん、四日市に。あれ、ずっときたりなんかすると、受益者負担を取るのか取らんのかというのが今、ばらばらなんですわ、管理によっては。だから、調整池機能やと河川排水課と言つてみたり、そのため池がないと田んぼがつくれやんとなると、農業用水のため池やとなつて、

対応がまちまちなんですよ。

実はこれ、11月定例月議会でも、私のとこの地区の龍宮池は、河川排水課での災害復旧の予算が出ておったんですけれども、あれを逆に言うと災害復旧で出ておるんですわ、受益者負担なしでね。だから、考え方がばらばらなのは確かなんですわ。だから、最初のジャッジですみ分けるときに、あれが国管理じゃなかったら、ひょっとすると、私は農水振興課じゃなくて河川排水課、河川排水課が管理しておるところやと、受益者負担を取らんと災害復旧で直しておったかもわからんなというところはあるんですよ。

諸岡 覚委員長

どうでしょう、ここはやっぱり都市・環境常任委員会なので、農業分野というものの見方をしていくのであれば、これは、書いてあるよりも、考え方として、委員会だけで協議すべきということではなくて、議会全体として協議すべき事項という分類にしていって議会運営委員会に上げていくということはどうでしょうか。

川村幸康委員

委員長、よろしい。ちょっと今、説明が足らんだんは、要は、農村整備課とか、その前の耕地課というのがなくなったときに、受益者負担率を、まちまちやったのを、もう農業関係は1割としたという一つの行政の方向性があるって、次に、それを所管する課を商工農水部からなくして都市整備部の河川排水課に持ってきたときの雑さが今の問題を引き起こしておるんですわ。だから純粹に、河川排水課が見やなあかん河川と、それから、もともとの所属は河川排水課じゃない農業施設としてのやつまで河川排水課に負いめかしたんですわな、そのとき行政の組織機構が。

だから、そこの考え方の整理というのをすることが必要やと思っておるもんで、これは、もう今都市整備部になるわけですから、極端なことを言うと、河川排水課の。そのことは位置づけできるんかなと思っておるもんで、私は。ただ、今回は、たまたま河川管理が国やもんでさ。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください。議論がだんだん深まってきておるんですけれども、きょうのところはどうやって分類するかという議論やもんで。

川村幸康委員

だから、分類の仕方やけど、分類する前に、農業施設を河川排水課に持っていったというそもそも論がおかしいわけやん。

諸岡 覚委員長

だから、これはあくまでも、今回の件に関しては、農業施設というものの見方もあったんじゃないかということが根底にあるわけですよ。だから、そうすると、当委員会の範疇を超えてしまうので、私としては、これは議会全体として協議すべき事項ということに分類をして、議会運営委員会のほうに上げていくということでこの場は皆さんのご賛同をいただきたいなと思うんですが、それで、その上で議会運営委員会のほうで、議会の全体か何かで、またこれはさわってもらえばええことであって、農業分野というものの見方で話を進めていくと、都市・環境常任委員会の範疇を超えてしまうと思うんですよ。

川村幸康委員

というか、委員長、私が下手なんかな。要は、今回の11月補正予算で災害復旧で出ておったところにも、河川排水課やで都市・環境常任委員会でしょう。河川排水課やで都市・環境常任委員会なんやけど、その中にも農業施設の災害復旧を都市・環境常任委員会で直しておるわけですよ。

諸岡 覚委員長

ため池とかですね。

川村幸康委員

ため池やあんなのは。だから、たまたま産業生活常任委員会で、あれは国管理やったもんでああいうものの考え方が出てきたんやけど、四日市市の場合、河川管理の中の考え方でいくと、農業施設も実は都市・環境常任委員会で予算をつけておるといことなんです。その整理をするということが都市・環境常任委員会での課題かなと思うておるんです。

村上悦夫委員

一つ、よろしい。

諸岡 覚委員長

先にこっち。

竹野兼主委員

川村委員が説明されておる中で、話を聞いていて、農業施策の部分と、それから、都市整備部の部分と、ものによって農業の位置的なものがあるのと、これは河川やろうというすみ分けの部分が資料か何かに、この部分は農業施策の部分、河川の部分ってウエートの部分で今、すみ分け、事業の内容によっては変わるというふうに今、ちょっと聞こえたんやけど、その部分がもしあるのであれば、それがどっちになるのみたいなあの資料みたいなものがあればわかるのかなと思ったんやけど。

川村幸康委員

それはもう明確なんですよ。平成17年度のときに、受益者負担を1割にしたときに、要は旧の農村整備課が管理しておったやつを全部河川排水課へ入れただけなんです。だから、河川排水課のほうは、従来からもともとやっておった河川管理の部分に、プラス農業のほうのため池とかそういう部門をぼんと渡されたわけですよ。それに対する管理が、河川排水課でもあるにもかかわらず、極端なことを言うと受益者負担を取っておるものもあるんです。その辺は、だから逆に言うと、もう全然さまざまなんですわ。だから、もうため池機能じゃなくて調整池機能やけど、その辺をきちっと整理もせずに農業用施設のため池として河川排水課へぼんと渡してしまった、組織がなくなったもんで。だから、今回、こういうもめごとが出ておるわけですよ。

村上悦夫委員

確かに川村委員の言われるように、その仕分けがはっきりできていなかったということと、それから、都市整備部長の伊藤部長の発言というのは、当初からその問題を協議しておれば河川排水課でやったというくだりがあると思うんです。ですから、当然商工農水部の農水振興課のほうは、自分のところのテリトリーやろうということで処理を進めてもうた。

だけど、当初、その問題をどう解決するかという議論があったら、都市整備部は河川と

してやりましょうかと、受益者負担がかからない方法がありますと。これは、ほかでもやっておるから、逆にそういう提案が出されていると思うんです。その取り扱った窓口が変わってしまったと。これは、きちっと整備されていない、今、川村委員の言われるそういう状況だから農水振興課のほうで取り扱ってしまったと。それで、手続を踏んでしまったということだろうと思うんですよ。

だから、この議決に対しても、少数意見だったかもしれませんが、認めるけれども、手法として河川の災害復旧でいけやんのか、その部分も再検討を願いたいという意見もかなりあって、現状の1割負担をもう少し負担を下げようというような流れで同意したというような格好になってしまったんですよ、あのときの状況は。ですから、まだ残された道はあると思うんですよ。それも協議してくださいよという言い方をしておるんですよ、全体会でもね。

だから、その辺のところの、今、委員長が言われるように、全体会でその状況を整理するという必要性もあるなと思うんですけど。ここだけの議論で済まない部分があるとすれば、都市整備部長は確かにそのことをはっきり言われましたんで、当初から相談に乗っておればよかったと、こういう反省点が出ておるわけですので、その辺の仕分けをきちっとやるべきだということの考え方を全体の中で位置づけてもらうということが必要じゃないかなと思うんです。

三平一良委員

例えば、羽津用水なんかを改修しても、受益者負担というのは取らへんのやんな。それで、川村さんの言われるように国、県管理のものやったから、国の決めごとに従って農水振興課でやったということなんですよ、今回は。だから、当初から言われるように、都市整備部で災害復旧ということであれば、恐らく受益者負担はなかったと思います。その辺で、国、県管理のものだからあちらのルールに従ったというところが、こちらの話し合いのなされていなかったことが問題であって、都市整備部が言っていたように、当初からの話し合いがなかったことについては反省しておるということやったんで、この問題についてはそういうことなんやけど、しかし、市民の意見に対して二通りの答えを出しておるわけやん。都市整備部でやるべきものなんで、災害復旧の申請を国にするというのと、河川で、農村のあれでやるから、受益者負担でやるから、その受益者負担分を減額してもらような動きはしておるという二通りの意見を言っておるもんで、ここでは。委員会とし

てはまとめて回答を出さんとあかんと思うんですよ。

だから、本当に今現在、都市整備部が災害復旧のための申請をしておるかというのが問題になっておるんやけど、しておるかどうかわね、今現在。

川村幸康委員

委員長、合わせてこういうことになるわ。

私、耕地課があったのを潰して今の農水振興課だけにしたときに、農村の設定をなくして、農林のほうを1課にしたときに言ったのは、農業施設のやつを河川課に、川村議員、持っていきますと、水関連は。川やため池を全部そっちへ持って行って、一元管理ですわと言って、受益者負担の問題と県管理の農業施設の問題はどうするのやと、もう私、当初から、移管したときから言うておったん。県の中にも、三滝川でも農業施設の堰はあるし、国管理のところにもこうやって今回みたいに堰があるのを、壊れたときに、これ、河川排水課なんか、農水振興課のほうで見るのかというのははっきり決めておけばいい。

だから、私は、鹿化川、あの辺の問題のときのことを言っても、そのことを言うたわけや。そこもきちとした所在と管理の責任が行政側で抜け落ちておったわけや。だから、今回、恐らく都市整備部ではそういう発言をしてくれたんだけど、都市整備部が内部川の農業施設のこと河川排水課で面倒を見るといような番地がないんやわさ。決めていないな、今、四日市市は。だから、あくまでも向こうやで、国や県のほうのルールに従わざるを得んだということやと思うで、そこをきちっと整備をまずさす、そうすると、さすことによって初めて、多分恐らく都市整備部の河川排水課で、あるいは災害で直しましょうかという話ができるんかなと思っておる、行政側の立場上でいくとね。そこが課題だよなと思う。

三平一良委員

だから、市管理のものなら、恐らく今回も取っていなかったと思う。僕もずっと見ておるけど、用水で改修して受益者負担をもらったというのを聞いたことがないもんで、だから、国管理、県管理のものやから、部分上、そうやってなったんかなというふうに思うんやけど、その辺のルールをきちんと決めやんとあかんと思うわ。

竹野兼主委員

僕も三平さんが言われるみたいに、これ、国の管理というの、上の部分、下の部分、10m、15mの部分、ありましたやんか。あれの国と、農林水産省と、国土交通省の関係で、そこで作らせてやっておるといふ国土交通省の考え方、それがなければああいう事故は起こらないという考え方があって、それで、もし何かがあったときには責任は農林水産省やでみたいな約束事があるという話を、僕は三重国道河川事務所で聞いたことがあるので、多分市がどれだけ話をしたとしても、国同士の感覚、上位法という言い方なんかわからんですけど、上のところの考え方はそんな状況で、それに対しては負担は出してもらおうというのはなかなか外せやんというふうに思って聞いておったんですけどね。

村上悦夫委員

ちょっと違うんですけど、河川法があって、そもそも井堰をつくるときには、その河川に見合っただけ影響を及ぼさない施設、設計、これによって許可されておるといふことが現実にあるんですよ。それによって、集中豪雨とかいろんなほかの影響で及ぼす災害は、農業従事者の要望でつくった井堰の影響で破壊されていったものとみなさないというのがあるんですよ。というのは、許可するに当たっては、この河川でこれだけの用水に必要とする水をどういう手法で設計して、ここに構築したらいいのかという許可の対象には、その条件として整備された井堰なんですよ。許可しておるんですよ、河川法は。

ですから、それによって原因者が井堰側にあるということは考えられない。ですから、その他の事項で河川が氾濫したりすることは、やっぱり河川の管理者であり、災害復旧として農業従事者の負担金はないはずですよ。この辺の基本的な考え方が現実に統制されていないから、こんなややこしい問題になってくるんだらうと思うんです。河川法の許可願は非常にきびしいものです。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってね。話がだんだん深くなってきておるんですけども、きょうの目的は、あくまでもどうやって分類するかということですよ、どうなんでしょう。皆さんが、全体会云々の前に、まずこの委員会でじっくりと議論したいということであれば、一旦委員会で協議すべき事項に分類をして、その時間をまた別途持たせていただきますし、いやいや、もう委員会を飛ばして全体会でやるべきだということであれば、全体で協議すべき事項というふうにします。まずそこからちょっと決めていただきたいなと。委員会でやると

いうのであれば、また別途、時間をきちっととらせていただきますので、きょうは、あくまでもどう分類していくかが課題ですもんで、そこにちょっと要点を絞って。

竹野兼主委員

今、法律のところ、僕はわからん、そういう資料も用意して、僕は全体会で、もうやっぱり商工農水部の関係もあるので、全体会でして、きょうこういう意見があったという法的な部分で、今、村上委員から説明していただいたこと、そういうのがあるんやなというのを知らなかったの、そのことも含めて、国がどうやって考えておるのかということも提案してもらおう中で、全体で話をしていただけたらええんじゃないかなと僕は思います。

以上です。

諸岡 覚委員長

他にいかがでしょう。

事務局、ちょっと確認したいんですけど、これで議会全体として協議すべき事項と、常任委員会で協議すべき事項にまず分けますやんか。例えばの話、委員会として協議すべき事項に一旦決めるけれども、協議した結果、後から全体会に上げるということはあるんです。

櫻井議会事務局主幹

当然それはあり得ると思いますので、本日の結果としては、その委員会で……。

諸岡 覚委員長

例えば、きょうのところ、一旦委員会で協議すべき事項として、また別途時間をとって、2時間なり、3時間、4時間がたって、理事者も呼んでやった上で全体会に上げる事項にやっぱり変更するということは可能ですね。

櫻井議会事務局主幹

この後、全体会というのがなかなかないので、どこかの場でご議論をいただくとなれば、それが、理事者にその考え方についてもう一度整理を求めるという形で、例えば、議員説明会でという形で考え方もあれば、予算に関係したもので、予算常任委員会で説明を

求めるということも出てくるかなと。

諸岡 党委員長

わかりました。

そうしたら、別にそれを進めるつもりは私としてはいいんですが、そういう手段もあるという前提で皆さん、ご意見があれば、どうでしょうか。

三平一良委員

僕が思うのは、これ、都市整備部のルールづくりやと思うんです。そやから、この委員会で都市整備部を呼んでどないするのやということを使うたらええん違うかなと。

諸岡 党委員長

他に。

杉浦 貴委員

私も今、三平委員がおっしゃったような、要は、切り分けがうまくいっていないという、何かが起こったときに、あるときは農水振興課に行き、あるときは河川排水課がやっているみたいなふうな感じに聞こえるよね。ルールが決まっていなくて、ものによってはどっちへ行くかわからんみたいなふうで聞こえるので、それのもと、この河川排水課へ投げられているんだけど、うまくそれがルールづけされていないように聞こえるので、まずはこの委員会で、ちょっとその辺の中身、きちっとやってから結論を出したらええのかなというふうに思います。

諸岡 党委員長

わかりました。

他にご意見はございますか。

ごめんなさい。別に採決という意味じゃないんですけども、全体会で行くべきか、委員会で行くか、ちょっと多数決をとらせてもらいたいんですけどよろしいですか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

じゃ、全体会、いわゆる議会として協議すべき事項と決することに賛成の方。

(賛成者挙手)

諸岡 覚委員長

じゃ、まず委員会で。

川村幸康委員

委員会でしてから全体会の可能性も。

諸岡 覚委員長

それはあるということとして、まずは委員会で協議すべき事項にするという方。

(賛成者挙手)

諸岡 覚委員長

そうしたら、これは委員会として協議すべき事項にして分類します。これについては、後ほどもう一回最後にさわらせてもらいます。ちょっと先に進めさせてもらいます。

次に、市道路線の認定とその整備なんですけれども、ああいった質問があって、これは、もう素直に担当部局にこういった意見があったということ委員会として伝えるということに扱わせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

その次、行きます。

河原田小学校の敷地の下に活断層が走っているうんたらかたらというのがあるって、これは、もうあの場でおさまった話かなと思いますので、終わった話として扱わせていただ

きたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

次、市と企業の間で公害防止協定の、何やった、これは。

これについても、意見があったということを担当部局に伝えるということで扱わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

次が、内部川、しゅんせつの話ですね。これは、前回もあって、既に要請してありますので、再度というか、前回も伝えたけれども、今回もこういう意見があったということを担当部局に伝えさせてもらうということによろしいですね。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

その次、コンビナート付近の震災対策ですね。

どうぞ。

竹野兼主委員

これは、防災対策調査特別委員会ですっと話し合われておる話なので、中央防災会議のもうすぐ答申が出ると思うところがあって、それが一旦一つの答えであって、もし本人に伝え、どうなっておるのやという話があれば、中央防災会議の答申みたいなのをちょっと聞いていただければいいんじゃないかなというふうに聞いています。

諸岡 覚委員長

答申待ちというよりも、防災対策調査特別委員会に、こういった意見が都市・環境常任

委員会のシティ・ミーティングのほうで出されたので、参考意見としてお伝えしますという程度で申し送りをするというところでどうでしょうか。

三平一良委員

きょうの新聞やったか、3者で協議会ができたとか何とか。

竹野兼主委員

それ、企業と、改めて今までの、このときにも話をされていたと思うんですけど、公害に対する防災対策上、環境企業と行政とで。

三平一良委員

地元も含めておったよ。

竹野兼主委員

含めて、それを、改めてもう一度話し合うという形に、たしか村上さん、新しい立ち上がりますというのが、やりますと言っていましたよね。これは何て名前でしたっけ。

三平一良委員

防災対策調査特別委員会の中。

竹野兼主委員

防災対策調査特別委員会の中で、こういうことが必要だという意見の中で、改めて行政も事業をやるということで協議会が新しく立ち上げるという報告は受けていました。名前がちょっと、今、すっと出てこないですけど、それが発表になった形やと思います。

三平一良委員

申し送りでええんじゃないですか。

諸岡 覚委員長

だから、特別委員会のほうに申し送りということによろしいですかね。

(異議なし)

諸岡 党委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

その次、塩浜街道、これは論点が二つあって、渋滞対策と震災対策なんですよ。

三平一良委員

渋滞対策についてはもう、北勢バイパスが采女まで完成するというのが一番の渋滞の対策なんやわね。そうすると、結局、国に要望せなあかんということやな。

補正予算でついてくると思うけど、四、五十億。四日市市が渋滞対策をしようと思っても、塩浜街道を何とかせんことにはできへんもんですよ。

諸岡 党委員長

そうしたら、これも、市民からこういう意見もあるので、今後も粘り強く国のほうに対してしっかりと要望活動を続けていくようにということを担当部所に申し添えるということによろしいですか。

「一応県にも」と呼ぶ者あり。

諸岡 党委員長

県にもですね。じゃ、そのようにさせていただきます。

次、バス、電車の話ですね、と小学校の建設。小学校の建設については、もうあの場で終わっておるので問題はないかと思うんですが、このバスうんたらかたらというのは、今、議員政策研究会、豊田さんのあれは議員政策研究会じゃなくて特別委員会でしたっけ。

また、これについては特別委員会のほうにこういった意見があったということを申し添えるということにさせていただきます。

学校のことに関しては、もうあの場で終わった話だと思いますので、そのまま流していきます、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

あと、聴覚障害の方は意見として承ったと。

あと、これがちょっとあれなんですけど、事業所税のところ、ご記憶あると思うんですけど、地区別にどれだけ事業所税が出てきておるかというのをデータで出せという話と、それに応じた地区別への還元を考えるとというそういうご意見でした。

あのときに、私としては、そういう資料があるのかないかわからんけれども、あるようであれば、お見せできるように申し添えたいと、担当部署に伝えますというふうな返事をしたんですが、その後、その人から事務局にメールが来た、手紙が来た。

事務局、ちょっと説明をお願いします。

櫻井議会事務局主幹

事務局からご説明させていただきます。

この方の意見について、その場での答弁というのは、もうごらんいただいたとおりになるんですが、これ、こういう意見がございましたので、私のほうで市民税課のほう、事業所税の賦課をしておりますので、そういういった税収ではないんですけど、そういう賦課状況の地区別によつての状況がわかるかということで確認はとったんですが、地区別でそういう税収に関しての資料は作成していないということでした。

財政経営課のほうにも確認をしたんですが、税金自体は公共のサービスの財源であるということと、あと、所得に再配分の機能があると。その中で税金というものは、全市的に徴収して、全市的に配分するものであると。事業所税というのは、当然目的税ではありますが、税収では、その配分について地区別に算出すべきものではないと考えているということでした。

当然、事業所税については目的税であり、インフラ整備に使われるものですので、市が全市的な中で必要と認める事業に対して予算化し、そこへ充当していくというのが答えでした。

あと、使途、事業所税がどこへ使われておるかというようなご質問があつて、その辺、予算の資料として示されているので提供できるのではないかとご答弁もあつて、この横長の表で、1ページの右上に平成23年度決算の概要という四角囲みがある表を見ていた

だきたいんですが、これについては、8月定例会議会の決算の概要の資料についておるものを抜粋したんですが、平成23年度の事業所税で実際に充当された事業は、一般財源のうち幾ら事業所税が充当されておるという内容でございます。これが表裏で2枚で2ページでございます。

これが決算ベースでの充当内容なんですけれども、2枚目につきましては、四角囲み広報よっかいち、平成24年5月上旬号ということで、ここの特集号としては、平成24年度の予算がこのように決まりましたという内容なんですけれども、見開きの左右になっておる左側の真ん中ら辺になるんですけれども、事業所税ということで、吹き出しのようになっております。

平成24年度事業所税の使い道ということで、防災対策、福祉施設の整備、以下、事業所税の予算ベースにおける充当先としての内容が書かれております。

これぐらいが一番、見ておわかりいただけるのかなということで、こういう資料を一度作成していただきました。もしこの委員会で確認いただければ、この内容で説明させていただこうかなと思っていたんですが、今度、もう一つ、縦長の表を見ていただきたいんですけれども、この資料の一番最後なんですけれども、この質問をされた方から、7月9日、メールが議会事務局宛てにございました。四日市市議会事務局御中、以下本文なんですけれども、事業所税について質問をさせていただいたと。自治会連合会、地区別に事業所税の納税額がわかる資料をもらえないかということで、資料請求をすればそういう資料がもらえるという旨のご回答をいただいたということで、ちょっとニュアンスが変わっておるんですけれども、こういうことであつたんですけれども、先ほどの財政経営部の考え方に基づくと、地区別での資料は出しかねるのかなというところで私どもでまとめさせていただいたので、その内容についてご議論をいただければと思います。

諸岡 党委員長

というように、あるようなら出させますという答弁をしたんですが、絶対に出させますという答弁にどうも向こうは勘違いをされていたようで、こういったメールが来たということでございますので、この辺につきましては、議会事務局を通じて、私の名前で、ちょっと申しわけないけれども、今の段階では、こういうのは資料がないので、これぐらいの資料しか出せませんということで返事はさせてもらいたいというふうに思います。

そんな感じでよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

そうしたら、分類は全部終わりました、もう一回もとに戻りまして、さっきの農業施設、井堰のところちょっと戻りますが、もう余り長い時間はここでとるつもりはないんですけども、さっきの皆さんのご意見ですと、まずは委員会でもう少しゆっくり検討をして、調査をして、必要ならば、場合によっては全体会でいいじゃないかという方向性をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

それにつきましての、それをいつやるか云々という話と、次回の予定のところをちょっと兼ねて話をさせてもらいたいんですが、次回日程が2月1日金曜日ということになっております。これは前回、この前、私、何もなければ、もうこの日はパスさせてもらうというふうにしておったんですけれども、どうしましょうか。この日に今言うたことを充当してもいいんですが。

もう一回私がパスさせてもらうと言ったものを、ひょっとしたら皆さん、自分で予定を入れられてらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないので何とも言えないんですが。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり。)

諸岡 覚委員長

一任の声をいただきましたので、若干欠席者がいらっしゃっても1日の日にやらせてもらうということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

じゃ、1日10時ということでやらせてもらいます。

もう一つ、この1日の日に附帯決議の前につけたやつがありまして、それについて、ちょっと理事者側から説明したいという申し出が来ております。

それについて、事務局から簡単に説明をお願いします。

櫻井議会事務局主幹

まだちょっと確定ではなくて、きょう昼前に話があったもので、2月1日がもし委員会がなくなる、もう開催しないということになった場合にも、ちょっとその案件があるので、まだ流動的というか、日程としては置かせていただきたいという願いをさせてもらうつもりだったんですけれども、8月定例月議会で、北部清掃工場と新総合ごみ処理施設の関係のAEDの環境整備事業ですね。その関係での最終決議決算として附帯決議をつけられておりますので、それ、今度の当初予算に向けてのご説明をということで、きょう、話がありまして、まだちょっと決算委員長のほうとの詰めであったり、あと事務局内でのちょっとその辺の理事者との調整というのはまだ済んでいない段階ですもので、それ、日程の確保だけということをお願いさせてもらっておったんですけど、ちょっとその案件でまたお願いすることになるかと思っておりますので、またご承知おきだけいただきたいと思っております。

諸岡 党委員長

ということでございますので、ひょっとしたらそういう話があるかもしれないということ、確定じゃないんですが含みとして記憶にとどめていただきたいと思っております。

あと、2番の2月定例月議会のシティ・ミーティングのテーマにつきましては、これまでと同じように総合交通と防災で、もう一年を通じて同じでもいいのかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

なければ、そのようにいたします。

それだけですね。場所は内部の市民センターですので、場所が場所だけに、同じような、さっきの井堰の話がきっとあろうかと思っておりますので、それに向けても、ちょうど2月1日にこれをやっておくのはええのかなという気もしますので、そのように進めさせていただきます。

2月1日なんですけど、皆さんのほうから何か資料請求とか、宿題、これちょっと当日説明しておいてもらいたいみたいのがあれば、今、ちょっとお伺いしておきまして理事者に

伝えておきますが、何かありますか。

思いついたら、別途事務局、櫻井君を通じて、1日までに資料請求等、各自で要望を事務局にまとめておいてください。

ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

他に、きょうの事項は全て終わりましたが、皆様方のほうで何かございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なければ終わります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

14 : 14 閉議